

精神科病院からの地域移行

～精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の中で～

令和 6 年度から令和 8 年度の障がい者支援計画の進捗報告

大阪市健康局健康推進部こころの健康センター

精神科病院からの地域移行とは

- ・平成11年大阪府精神保健福祉審議会答申で、「社会的入院は、精神障がい者に対する人権侵害として考慮されなければならない」と示され、大阪市としてはこの答申と認識を一にし、精神科病院からの退院促進に取り組んできました。
- ・大阪市では、精神障がいのある人への理解の不足や偏見から、地域で生活するための住まいの確保など受け皿の整備が遅れてきたことについて、社会全体の問題として捉え、社会的入院を解消するための取組として、平成14年度から、精神科病院からの地域移行の支援の仕組みとして、独自で地域生活移行支援事業を開始しました。
- ・地域移行とは、単に生活の場所が病院から地域に変わるということだけでなく、自ら選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保し、障がいのある人が、地域社会の一員として地域のつながりを持ちながら豊かに暮らしていくことです。

精神科病院からの地域移行 ◆施策の方向性◆

～精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の中で～

大阪市障がい者支援計画に記載した施策の方向性

(1) 精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ

精神科病院入院者の地域生活への移行が促進するよう、医療機関等と連携して対象者や家族への働きかけに取り組むとともに、地域住民の理解促進に努めます。

ア 精神科病院入院者への支援 イ 家族への働きかけ・支援 ウ 地域住民への理解のための啓発

(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

精神科病院へ入院している人が安心して退院できるよう、関係機関との関係構築に努めるとともに、地域の支援機関と協働した支援体制の強化に取り組みます。

ア 精神科病院との連携 イ 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携

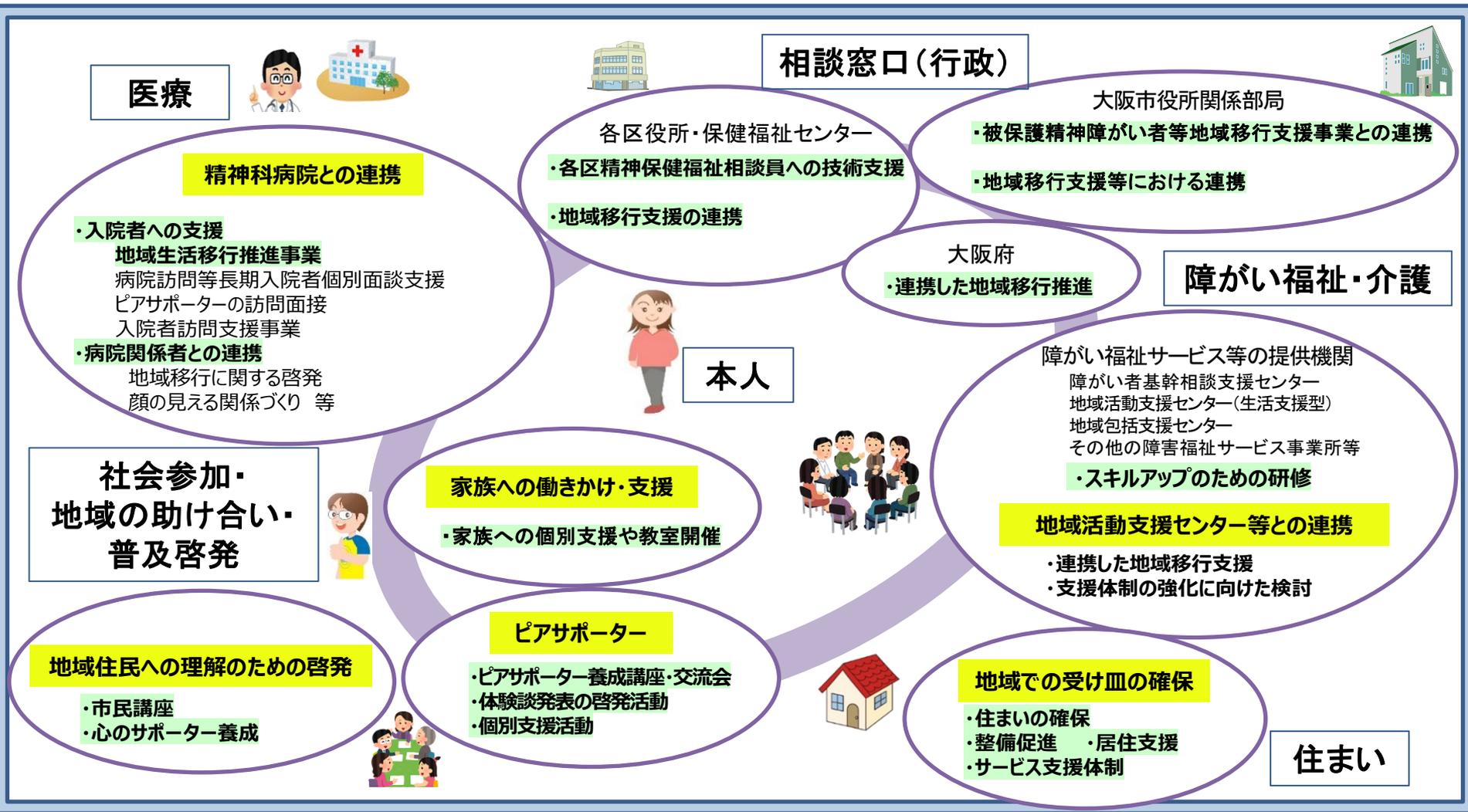
(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無及びその程度にかかわらず、誰もが安心して暮らし続けられるよう、各種サービスの確保に努めるとともに、保健、医療、福祉関係者による協議を通じて、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

ア 地域での受け皿の確保 イ 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援
ウ 保健、医療、福祉関係者による協議

(大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 p77～p81) 計画書の抜粋は巻末「参考資料」に添付

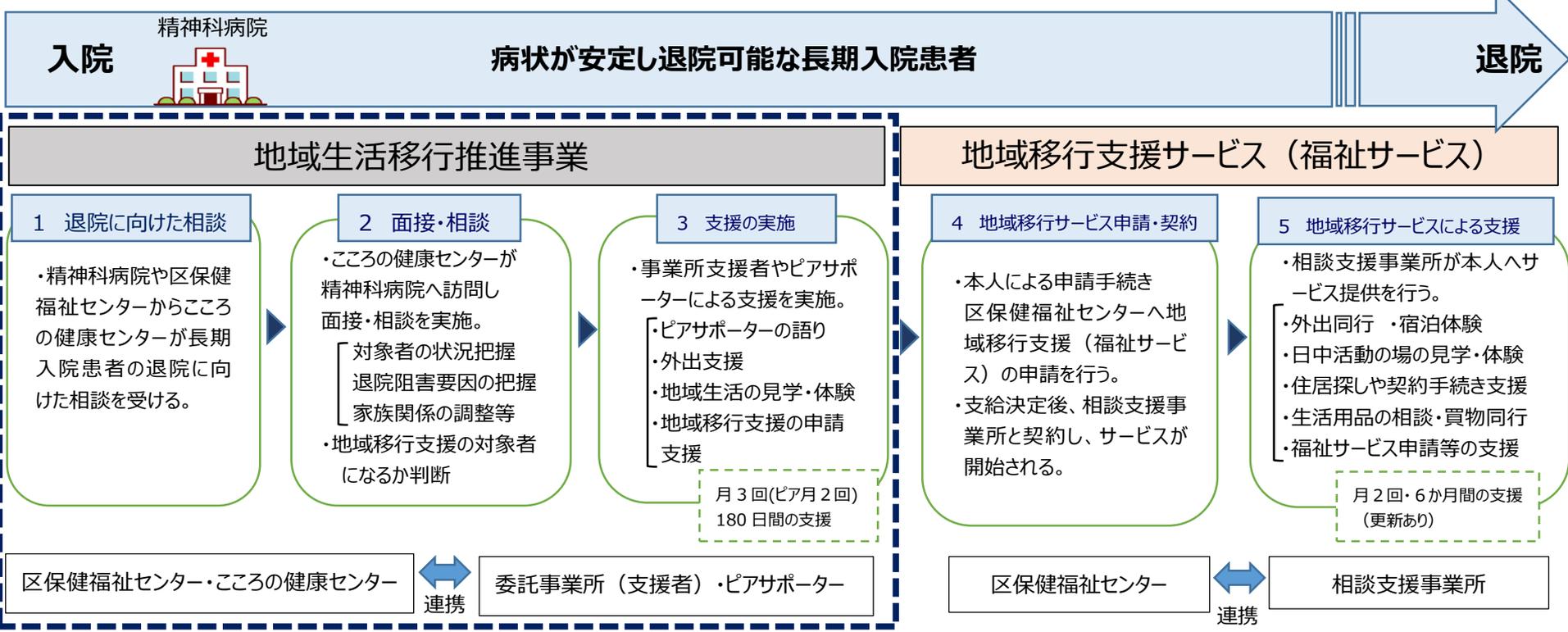
大阪市障がい者支援計画における 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築への取り組み



取組 1 地域生活移行推進事業（大阪市独自事業）

- 退院意欲を喪失している患者に対して、寄り添いながら信頼関係を築くことで、**退院意欲の向上**を図る。
- ピアサポーターの活用など、地域生活がイメージできるような支援を行うことで、**地域移行支援の申請に向けた支援**を行う。
- 地域移行支援の支援者交通費を公費で負担することにより、本人の経済的負担を解消し、福祉サービスの利用促進を図る。

大阪市の特徴
精神科病院が府下（遠方）にある



地域生活移行推進事業、地域移行支援サービス等実績

【表1】地域生活移行推進事業利用者数

	新規利用	継続利用	計
令和3年度	5	0	5
令和4年度	3	5	8
令和5年度	8	0	8

【表2】地域移行支援サービス利用者数

	新規利用	継続利用	計
令和3年度	14	6	20
令和4年度	12	6	18
令和5年度	10	3	13

【表3】地域移行支援サービス利用者の退院先

	退院者	自宅 (賃貸住宅等)	グループホーム	サービス付高齢者住宅、有料老人ホーム
令和3年度	11	3	7	1
令和4年度	13	1	10	2
令和5年度	7	1	6	0

取組 2 ピアサポーター活動支援

(1) ピアサポーター養成講座

年1講座（全8回）を実施、ピアサポーターを養成
（令和5年度：修了者6人、令和6年度：修了者10人）

(2) ピアサポーター交流会

養成講座修了者のフォローアップ研修・交流の場
（令和5年度4回開催・延62人、令和6年12月現在4回開催・延49人）

(3) ピアサポーターによる啓発活動

市民講座、家族教室、ボランティア講座等での体験談発表
（令和5年度36回、令和6年12月現在27回）

周知用リーフレット作成

冊子「みんなの語り」発行

(4) ピアサポーターによる個別支援

精神科病院入院者への面接

（令和5年度推進事業24回、令和6年12月現在推進事業18回）

(5) ピアサポート支援者研修

年1回開催。事業所等にて精神障がい者を支援する職員を対象とし、
ピアサポーターの役割と活用に関する研修

（令和5年度16人、令和6年度27人）

取組3 心のサポーターの養成研修

厚生労働省は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築する上で、地域住民の理解や支えが重要であるとしており、態度や行動の変容までつながることを意識した普及啓発のツールとして、「心のサポーター養成事業」を令和6年度から全国的に展開し、以後10年で100万人の養成を目指している。

本市においても、地域におけるメンタルヘルスへの正しい理解を広げるとともに、メンタルヘルス不調等の予防、早期介入につなげることを目的に、市民がメンタルヘルスや精神疾患に対し、正しい知識を持ち、差別や偏見のない地域共生社会を構築するための一助として、心のサポーター養成に取り組んでいる。

【心のサポーターの役割】

メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの課題を抱える家族や同僚等の話に耳を傾けること（傾聴）を中心とした支援を行う。

【令和6年度実績】

	日にち	対象	参加者（人）		日にち	対象	参加者（人）
市民講座	令和6年11月1日（金）	市民・市内在勤者	45	出前講座	令和6年6月10日（月）	大阪府高齢者大学受講生	36
	令和7年1月22日（水）		42		令和6年9月6日（水）	大阪府立阿倍野高等学校PTA	37
	令和7年2月12日（水） 予定		-		令和6年10月25日（金）	株式会社はなまるグループ 放課後等デイサービス職員	18
	計	87	令和6年11月9日（土）		西成区認知症イベントスタッフ（専門学校生）	28	
関係機関との共催	令和6年9月6日（金）	産業保健スタッフ等 （大阪産業保健総合支援センターとの共催）	44		令和6年11月26日（火）	大阪重症心身障害児者を支える会職員	16
	令和7年1月17日（金）		40		令和6年12月3日（火）	大阪ガスコミュニケーションズ管理職	18
	令和6年11月22日（金）	特別支援保育巡回指導講師等（こども青少年局との共催）	25		令和6年12月20日（金）	大阪府精神障害者家族会 連合会電話相談員	10
	計	109	令和7年2月13日（木） 予定		ECC外語専門学校教職員	-	
支援者向け研修	令和6年10月3日（木）	精神保健福祉関係の市職員、事業所職員	45		計	163	
	計	45	合計		404		

取組 4 関係機関との協働

(1) 精神科病院との連携

地域生活移行推進事業の周知

地域移行の個別支援からの顔の見える関係づくり

地域移行に関する研修会

(2) 地域活動支援センター（生活支援型）との連携

推進事業（委託）での個別支援

推進事業者連絡会の開催

(3) 大阪府との連携

市外精神科病院入院者が多いことから、

大阪府と連携して、病院啓発、個別支援を行う

(4) 保護課との連携

被保護者精神障がい者等地域生活移行支援事業を通じた

福祉局保護課との連携

個別支援を通じた各区役所生活保護ケースワーカーとの連携

(5) 各区精神保健福祉相談員との連携

個別支援等の技術支援

(6) 「精神障がい者地域生活支援部会」における保健・医療・福祉関係者による 協議の場

取組5 大阪市における「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場について

協議の場の名称

大阪市障がい者施策推進協議会
精神障がい者地域生活支援部会

開催頻度

年2回

協議の場の事務局

大阪市こころの健康センター

協議の場の構成員

- ・学識経験者
- ・当事者関係団体
- ・医療関係団体
- ・福祉関係団体

具体的な内容

保健・医療・福祉関係者による協議の場として、令和3年2月に大阪市障がい者施策推進協議会のもとに「精神障がい者地域生活支援部会」を設置しました。精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを営むことができるよう課題を検討し施策審議を進めています。

【令和5年度】

第1回 令和5年9月19日(火)於；こころの健康センター

審議事項

- ・令和4年度精神科在院患者調査からの報告について
- ・令和4年度こころの健康センターの「にも包括」に係る取り組みについて
- ・西成区障がい者自立生活支援調整協議会における精神保健福祉連携部会について
- ・次期障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について

第2回 令和6年2月15日(木)於；こころの健康センター

審議事項

- ・令和5年度こころの健康センターの「にも包括」に係る取り組みについて
- ・精神保健福祉法の改正について
- ・令和6年度におけるこころの健康センターの事業について
- ・次期障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について

ホームページアドレス

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000571188.html>

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」における成果目標

1 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

1年平均 325.3日以上（令和8年度）

2 精神病床における1年以上の長期入院者数

1,690人（令和4年度）→1,559人（令和8年度）
【131人の減】 ※65歳以上と65歳未満の区別は設けない

3 精神病床における早期退院率

入院後3か月時点 68.9%以上（令和8年度）
入院後6か月時点 84.5%以上（令和8年度）
入院後1年時点 91.0%以上（令和8年度）

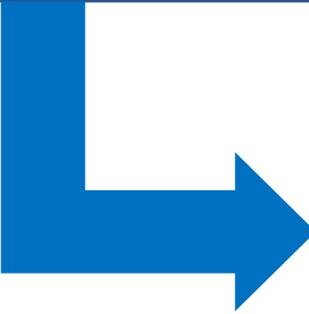
4 地域移行支援による地域移行者数（大阪市独自の目標設定）

60人（各年度20人）

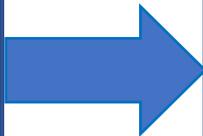
◆精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを営むことができるよう「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築をめざして、協議の場において課題を検討しながら施策審議を進めてまいります。

課題と課題解決に向けた今後の取組み

- ・入院者に対して退院阻害要因を軽減し意欲喚起が必要
- ・病院関係者に対して地域移行支援と地域生活の実際がイメージできる情報提供が十分でない
- ・地域移行者数が目標値を下まわっている

- 
- ・推進事業の推進
 - ・病院啓発活動の増加
 - ・地域活動支援センター等との連携促進とピアサポーターとの協働
 - ・ピアサポーターの養成の継続
 - ・ピアサポーター修了者活動支援
(修了者会の充実、活動の場の開拓、体験の情報交換促進)
 - ・保護課と互いの機能を活かした連携促進
 - ・大阪府との連携継続

課題解決の達成度を測る指標と目標

- 
- ①部会の開催
 - ②地域生活移行推進事業の利用者増加
 - ③精神科病院からの地域移行者数の増加
 - ④ピアサポーター啓発活動支援

- ①年2回開催
- ②10人/年
- ③20人/年
- ④体験談発表、地域交流会の再開、院内茶話会や講演会の実施

施策の方向性

(1) 精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ

精神科病院入院者の地域生活への移行が促進するよう、医療機関等と連携して対象者や家族への働きかけに取り組むとともに、地域住民の理解促進に努めます。

ア 精神科病院入院者への支援

- ・ こころの健康センターは、大阪府との連携のもと、1年以上の長期入院者のうち寛解・院内寛解している人に対して、退院に向けた支援に繋ぐことができるよう、積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施していきます。
- ・ ピアサポーターによる働きかけは入院中の対象者に退院への意欲を向上させるとともに、精神科病院関係者の啓発としても重要であり、訪問回数を増やす取組等今後も継続的に実施していきます。
- ・ 一方、新たに長期入院者を増加させないよう、可能な限り入院早期から関係部署（病院の退院後生活環境相談員、障がい福祉サービス事業所、区保健福祉センター等）と連携しながら、対象者に対し働きかけを行い、退院支援や地域移行に取り組んでいきます。
- ・ また、生活保護受給の長期入院者については各区の関係部署と連携し入院状況を把握し、地域移行に取り組んでいきます。
- ・ 「精神障がい者地域生活移行推進事業」において、精神科病院を訪問して病院職員への事業説明を実施する等の取り組みを強めて新規利用者の増加を目指します。
- ・ 地域移行支援事業者が市外の精神科病院を訪問する際の交通費について負担を軽減することで、地域生活移行の推進を図ります。

- ・ 「精神保健福祉法」改正により2024（令和6）年度から入院者訪問支援事業が開始となります。この事業では入院者の意向に応じて訪問し、病院外の者との面会交流の機会を確保し、話を傾聴し情報提供等を行うことにより、対象者の思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう支援します。また、医療機関と連携しながら事業周知に努めます。

イ 家族への働きかけ・支援

- ・ 高齢化の進展などによる家族の経済的な問題のほか、住まいの問題など対象者と家族を取り巻く様々な課題があります。地域移行・地域定着に向けて、対象者が安心して地域生活を送れるよう支援するとともに、地域生活に関する情報提供や、各区精神保健福祉相談員が行う相談及び家族教室の充実等、家族支援にもより一層取り組んでいきます。

ウ 地域住民への理解のための啓発

- ・ 市民講座など様々な機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組むことで精神科病院へ長期入院している人への事情や支援の取組の理解を図っていくとともに、共に生きる地域の大切さを伝えていきます。
- ・ また、ピアサポーターによる啓発は、精神障がいのある人の地域生活の正しい理解に重要な役割を果たしており、今後も継続して実施していきます。

(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

精神科病院に入院している人が安心して退院できるよう、医療機関との関係構築に努めるとともに、地域の支援機関と協働した支援体制の強化に取り組みます。

ア 精神科病院との連携

- ・ こころの健康センターは、精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を引き続き行います。
- ・ 各区精神保健福祉相談員が行う事前面接に同行し、各精神科病院（退院後生活環境相談員など病院職員）と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やすために積極的に取り組んでいきます。
- ・ また、大阪市民の多くが大阪市外の精神科病院に入院していることから、精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。

イ 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携

- ・ 大阪市では、地域活動支援センター（生活支援型）等の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等をしながら、精神障がいのある人の地域移行に向けた支援を行っています。今後さらに地域移行を促進するため、こころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）等がともに技術支援を行いつつ支援体制の強化に向けた検討を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無及びその程度にかかわらず、誰もが安心して暮らし続けられるよう、各種サービスの確保に努めるとともに、保健、医療、福祉関係者による協議を通じて、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

ア 地域での受け皿の確保

- ・ 地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの場の確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。
- ・ 特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、整備助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、整備促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。
- ・ 居宅介護、重度訪問介護や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。

イ 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援

- ・ こころの健康センターは、コーディネーター機能を果たし、各区精神保健福祉相談員に技術支援を行います。
- ・ また、支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。

ウ 保健、医療、福祉関係者による協議

- ・ 当事者本人の主体的な自己決定のもと、地域移行後の生活を円滑に営み続けるためには、必要な福祉サービスを受けながら適切な医療を受けられるよう、地域支援関係者、精神科診療所、訪問看護ステーションなど多職種チームによる支援は重要です。保健・医療・福祉関係者による協議の場として、2021（令和3）年2月に大阪市障がい者施策推進協議会のもとに「精神障がい者地域生活支援部会」を設置しました。精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを営むことができるよう課題を検討し施策審議を進めていきます。

はじめに

令和6年度から令和8年度の障がい者支援計画の進捗報告について

- ・ 令和5年度の大阪市障がい者施策推進協議会（以下、「協議会」という。）計画策定・推進部会において、「計画策定に関する議論を3年ごとに行っているが、具体的にどのような施策の推進につながっているか分かりにくい」とのご意見があった
 - 施策の推進状況を明らかにできるよう、計画の進捗報告を工夫する必要がある
- ・ これまでの進捗報告は、計画の記載内容ごとに個別の取組の実施状況を報告するものとなっていた
 - 個別の取組がどのように進んでいるか具体的に確認できる反面、施策全体の推進状況についてはわかりにくいという面があった



令和6年度以降は、今回ご報告させていただく「入所施設からの地域移行」など、計画策定時に議論のあった施策をテーマとして取り上げ、テーマごとに取組の実施状況等を報告することにより本市施策の推進状況を明らかにするとともに、より議論いただきやすくなるよう工夫する

<参考> 取り上げるテーマ（例）

- ① 入所施設からの地域移行 ② 精神科病院からの地域移行 ③ 就労支援の充実
- ④ 関係部署等との連携による効果的な施策の推進 ⑤ 障がい理解に基づいた施策の全庁的な推進